

# 不当景品類及び不当表示防止法施行規則の一部を改正する内閣府令（案） の概要

令和7年12月  
消費者庁表示対策課

## 趣旨

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律(令和5年法律第29号。以下「改正法」という。)附則第1条第2号の施行に伴い、及び不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号。以下「法」という。)の規定に基づき、以下の所要の措置を講ずるもの。

## 概要

### 1. 弁明の機会の付与の通知の方法（第17条の2関係）

- ・ 法は、課徴金納付命令の名宛人となるべき者に対し、弁明の機会を付与しなければならないことを定めており（法第13条）、同人に対して弁明の機会の付与の通知を書面により通知しなければならないことを定めている（法第15条第1項）。また、同人の所在が判明しない場合には、民事訴訟法(平成8年法律第109号)に規定する公示送達に準じた手続として「消費者庁の事務所の掲示場に掲示することによつて行う」と定めている(改正法による改正前の法第15条第2項)。
- ・ 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和4年法律第48号。以下「民事訴訟法改正法」という。)により、民事訴訟法の規定が改正され、民事訴訟手続における公示送達に関し、インターネットを用いた方法が導入されることとなったことを踏まえ、改正法によって、公示送達に準じた弁明の機会の付与の通知について、内閣府令で定める方法により、インターネットを用いた方法を導入する改正がなされた（法第15条第2項）。
- ・ 本条は、インターネットを用いた弁明の機会の付与の通知の方法について、その具体的な内容を定める規定である。

### 2. 公示送達の方法（第25条関係）

- ・ 法は、措置命令について、措置命令書の謄本を送達して行うこと（法第7条第3項）、課徴金納付命令又は是正措置計画若しくは影響是正措置計画の認定について、それぞれの謄本を送達することによって効力が生ずることを規定している（法第17条第2項及び第27条第5項等）。また、不当景品類及び不当表示防止法施行規則（平成28年内閣府令第6号）は、課徴金納付の督促状又は課徴金納付命令の執行の命令書の謄本について、

それぞれを送達しなければならないことを規定している（同規則第18条又は第20条第2項）。書類の送達については、民事訴訟法の規定を準用することを定めているところ（法第43条）、公示送達については民事訴訟法を準用する規定ではなく、法で定められている（法第44条第2項）。

- ・ 前記1のとおり、民事訴訟法改正法により、民事訴訟手続における公示送達に関し、インターネットを用いた方法が導入されることとなったことに伴い、改正法によって、法における公示送達について、内閣府令で定める方法により、インターネットを用いた方法を導入する改正がなされた（法第44条第2項※）。
- ・ 本条は、インターネットを用いた公示送達の方法について、その具体的な内容を定める規定である。

※ 法第44条第2項は、改正法附則第3条の規定により、改正法附則第1条第2号に定める日の前日までにおける公示送達のデジタル化については読み戻しを行う旨を規定している。

### 3. その他

- ・ 前記1及び2のほか所要の改正を行っている。

#### **今後の予定**

公 布  
施 行

令和8年2月下旬【P】  
改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行日

以上